鹿児島県医師信用組合の現況

2025 DISCLOSURE

鹿児島県医師信用組合

〒890-0053 鹿児島市中央町8番地1 (鹿児島県医師会館・1階)

TEL (099) 251-3821

FAX (099) 252-6184

https://www.kagoshima.med.or.jp/sinyou/index.html E-mail:sinyou@kagoshima.med.or.jp

項目	ページ	項目	ページ
ごあいさつ	1	【バーゼル 第3の柱による開示】	15~22
当組合のあゆみ(沿革)	1	自己資本の構成に関する事項	15
事業方針	1	金利リスクに関する事項	16
事業の組織	2	自己資本調達手段について	17
役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)	2	自己資本の充実度に関する評価方法について	17
 組合員の推移	2	信用リスクについて	17
【経営環境・事業概況】	3	 証券化エクスポージャーに関する事項	17
事業概況等	3	オペレーショナル・リスクについて	17
【経理・経営内容】	4~12	出資その他これに類するエクスポージャーについて	17
	4~8	銀行勘定における金利リスクについて	17
	9	 信用リスク削減手法等について	17
	10	 派生商品取引および長期決済期間取引の相手方のリスク	
	10	 管理の方針および手続の概要	17
経費の内訳	10	信用リスクとオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額	18
(できない) (1975年 - 1975年 - 1975	10		18
退職給付引当金の状況	10	一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	18
業務純益	10	期中に償却した全ての貸出金償却の額	18
受取利息および支払利息の増減	10	自己資本の充実の状況(信用リスク・アセット、所要自己資本額)	19
有価証券の種類別の残存期間別の残高	10	信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高	20
主要な経営指標等の推移	11	業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等	20
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	11	リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	20
預貸率および預証率	11	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	20
その他業務収益の内訳	11	標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォ	20
総資金利鞘等	11	リオの区分ごとの内訳	21
総資産利益率	11	標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの	
固定金利および変動金利の定期預金残高	11	区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	22
固定金利および変動金利の貸出金残高	11	【その他業務】	23
報酬体系	11	代理貸付残高の内訳	23
有価証券、金銭の信託等の評価	12	手数料	23
「資金調達」	13	主要な事業の内容	23
預金種目別平均残高	13	内国為替取扱実績	23
預金者別預金残高	13	店舗一覧表	23
【資金運用】	13	地区一覧	23
貸出金種類別平均残高	13	法定監査の状況	23
有価証券種類別平均残高	13	苦情処理措置	23
有 川	13	か 紛争解決措置	23
貸出金担保別残高	13	松代会に関する開示]	24
247 = 3-11/03/24/0			'
住宅ローン残高	13	【地域密着型金融に関する開示】	25
貸出金使途別残高	13	【「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針】	26
貸出金業種別残高・構成比	13	【「経営者保証に関するガイドライン」への対応】	26
【貸出金等に関する指標】 登山金僧中類	14	【中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取 - い細み 44:21	27
貸出金償却額	14	り組み状況】	00
協金法開示債権(リスク管理債権)および金融再生法開	14	【地域貢献に関する開示】	28
示債権の保全・引当状況	1 4	【財務諸表の適正性、内部監査の有効性についての確認】	28
【リスク管理体制・法令遵守体制】	14	【マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策】	29
リスク管理体制	14	【索引】	30~31
法令遵守(コンプライアンス)体制	14		

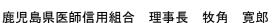
≪ごあいさつ≫

≪当組合のあゆみ(沿革)≫

皆様には、日頃より格段のご愛顧お引き立てを賜り、心から御礼 申し上げます。

このたび、当組合の現況(令和 6 年度・第 66 期)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

鹿児島県医師信用組合は、先生方にお役に立てる金融機関として、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいります。 一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。





6月12日 / 組合設立総会開催 6月25日 / 鹿児島県知事より組合設立認可 6月30日 / 組合設立 初代組合長(理事長) 楠元 康雄 昭和34年 昭和34年 昭和34年 4 日 / 営業開始 昭和34年 7月 組合員数719人 出資金6,275千円 8月15日 / 医療金融公庫(独立行政法人福祉医療機構)と代理業務委託契約 昭和35年 5月11日 / 第2代組合長(理事長) 花牟禮 淳二郎 昭和39年 1日 / 全国信用協同組合連合会内国為替業務の取り扱い開始 昭和45年10月 1日 / 預金保険機構へ加盟 昭和46年 7月 5月11日 / 第3代組合長(理事長) 鎌田 政寛 昭和51年 昭和53年11月25日 / 全国信用協同組合連合会と代理業務委託契約 1日 / 鹿児島県知事と県税収納代理金融機関契約 昭和54年 6月 1日 / オフ・ラインコンピュータ導入・スタート 昭和54年 8月 5月24日 / 第4代理事長 豊島 文雄 昭和55年 昭和59年 5月25日 / 第5代理事長 市来 健史 昭和59年 8月13日 / 全国銀行内国為替データ通信システムの取り扱い開始 1日 / 全国信用協同組合連合会と国庫金振込業務委託契約 昭和59年12月 1日 / オン・ラインコンピュータ導入・スタート(県医師会共同オン・ライン) 昭和63年 4月 1日 / 保証融資制度の取り扱い開始 (株)鹿児島カードと保証委託契約 平成 元年 4月 6月30日 / 組合創立60周年 元年 令和 3月31日 / 期末残高で11年ぶりに融資額100億円に到達 2年 令和 3年11月25日 / 医業経営「プライム」取扱開始 令和

≪事業方針≫

■基本方針 (1)経営の健全確保と経営体質の強化・充実 (2)組合利用の推進

5年11月11日 / 第46回全国医師信用組合連絡協議会(鹿児島県主催)

4日 / SBI 生命団体信用生命保険制度開始

3月31日 / 期末残高で預金積金額400億円を達成

6月29日 / 第9代理事長 牧角

令和

令和

令和

令和

5年

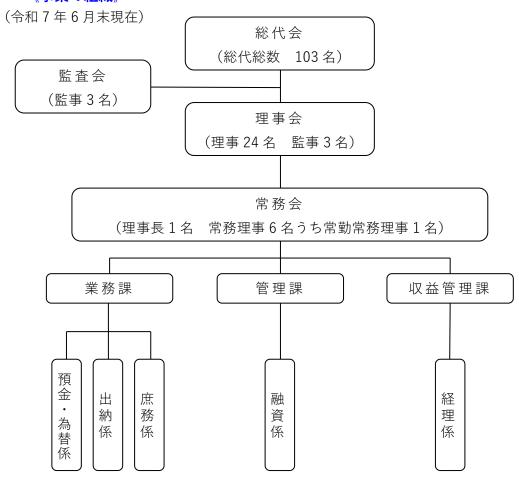
6年

6年

1月

- (3)リスク管理の強化と法令遵守体制の強化
- ■経営理念 (1)鹿児島県医師会とともに歩み、医師会の発展に貢献する。 (2)組合員の医業経営基盤の確立並びに福利厚生に寄与する。 (3)組合員に親しまれ、信頼され、利用される組合となる。 (4)協同組合組織の金融機関として、健全な発展を続ける。

《事業の組織》



《役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)》

※令和7年6月28日現在

												/ 13 1H		/] _	<u> </u>	<i>,</i>
理事長	牧	角	寛	郎	理	事	池	田	大	輔	理	事	田	代	達	也
常務理事	黒	木	康	文	理	事	尾	辻	和	彦	理	事	手	塚	善	久
常務理事	大	西	浩	之	理	事	新	山	豪	_	理	事	池	田		誠
常務理事	桶	谷		薫	理	事	寺	田		歩	理	事	山	内	慎	☆
常務理事	中	島		均	理	事	今	林	正	典	理	事	内	村	友	則
常務理事	黒	田		篤	理	事	中	村	嘉	彦	理	事	稲		源-	-郎
常務理事	田	畑	信	夫	理	事	柳	田	敏	孝	監	事	長	友	医	継
理事	上ノ	'町		仁	理	事	堀之	と内	都	基	監	事	田	上	寛	容
理事	岩	Ш	俊	=	理	事	來	仙	隆	洋	監	事	髙	橋	雷	太

≪組合員の推移≫

(単位:人)

区	分	令和5年度	令和6年度
個	人	2,352	2,336
法	人	617	599
合	計	2,969	2,935

≪事業概況等≫

令和6年度の金融を取り巻く環境を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の位置付けが「5類」に移 行後、1年余りが経過し、経済活動は本格的に再開され、企業業績も改善してきたといえます。これを背 景に、4 月の春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録し、株価でも 7 月に 42, 000 円を超える史上最高 値を付けました。

一方で、日米の金利差による円安の進行もあって、原材料、輸入価格などの物価高騰の影響もありまし

たが、政府・日銀では、総じて「緩やかに景気が回復してきている」とされる一年となりました。 また、日銀において、令和6年3月の大規模な金融緩和策「イールドカーブ・コントロール」の撤廃と マイナス金利政策の解除後、7月と1月の2回、政策金利が引き上げられました。17年ぶりに「金利のある世界」に戻り、国債金利をはじめ、市場マーケットでは金利が上昇する一年でもありました。

こうしたなか、当組合では、この令和6年度の主な取り組みとして、まず、日銀の政策金利変更への対 応として、9月に預金金利、2月に貸出金利の引き上げを実施しました。

また、令和4年度にスタートした「第2次中期経営計画(3ヶ年計画)」の最終年度にあたり、成果に 結びつけられるように各種施策に取り組んでまいりました。

主な項目としては、組合員の利用促進に向けて、取引状況に応じた融資金利の優遇制度を導入し、消費 性ローンでキャンペーンを実施しました。次に、利便性向上策の一つとして、普通預金通帳を鹿児島興業信用組合のATMで記帳できるように対応いたしました。さらに、資金運用においては、融資推進、上部団体への預け金のほか、有価証券では地方債を中心に購入するなど、最終的な当期純利益は、計画を上回る 黒字となりました。

来期からは、新たに「第3次中期経営計画」がスタートいたします。

今後も、日銀の政策金利変更に伴う預金調達コストの更なる上昇や、預金獲得・融資推進での他金融機 関との競合は益々厳しくなることが予想されます。

当組合では、新・中期経営計画に沿って、組合員のための金融機関として、引き続き、商品性・利便性 の向上に努め、当組合への加入・利用促進につなげられるよう取り組んでまいります。

①組合員数

組合員数は総数 2,935 名、前年比で 34 名の減少となりました。内訳では、「開業医(A)」が 34 名の減 少で、「勤務医 $(B \cdot C)$ 」、「法人等その他」は前年と同数の推移となりました。加入率では、「開業医 (A)」は 1.4%の減少、「勤務医 $(B \cdot C)$ 」は 0.4%の増加でした。

②預金

預金の令和7年3月末残は395億26百万円。前年度末に比べ20億11百万円減少し、年伸率マイナス 4.8%となりました。内訳は、流動性預金 142 億 28 百万円、定期性預金 252 億 98 百万円で、前年度末よ り、それぞれ 12 億 29 百万円、7 億 81 百万円減少しました。

③貸出金

貸出金の令和7年3月末残は87億21百万円で、前年度末に比べると6億94百万円の減少。年伸率は マイナス 7.4%となりました。

内訳は、事業性資金が12億67百万円、消費性資金が71億28百万円で、前年度末との比較では、その 他が 1 億 17 百万円、事業性資金が 34 百万円のプラスとなるも、消費性資金でマイナス 8 億 45 百万円と なりました。

④預け金・有価証券

預け金及び有価証券の当期末残高は、合計で 335 億 29 百万円。内訳は、預け金 186 億 75 百万円、有価 証券 148 億 53 百万円。前年度末に比べると、預け金は 17 億 77 百万円の減少、有価証券は 1 億 42 百万円

の増加で、総体では16億35百万の減少となりました。 預け金は、預金残高の減少を受けて運用額を抑えたことにより減少し、有価証券は、年間12億円購入 も、満期償還7億円と3月末時点の時価評価による評価損により、1億の微増に留まりました。

なお、預け金・有価証券においては、利回りの高い全国信用協同組合連合会の定期預金や、比較的高利 回りの地方債を中心に運用を行いました。

⑤ 当期純利益

当期純利益は 36.539 千円で、前年度末比では 4.006 千円の減少も、令和 6 年度計画(10.078 千円)を

26,461 千円上回る着地となりました。 計画比プラスは、金利上昇により、預け金利息収入が計画を上回ったほか、融資での団信保険料の還付 金(4百万円)の受入れ等が主な要因として挙げられます。

⑥自己資本比率

経営の健全性を示す自己資本比率は、17.49%で、前年度より1.85ポイントの上昇となりました。 自己資本比率の上昇は、令和7年3月より、新たな資本規制であるバーゼルⅢの適用によりリスク量の 算出方法が変更され、また、令和6年度は、リスク・アセットの高い事業債(劣後債)の満期償還等もあ り、総体のリスク量が減少したことが要因として挙げられます。

なお、国内金融機関の基準である4.00%は大きく上回っている状況にあります。

年 度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
組合員(名)	3,035	3,019	3,006	2,969	2,935
預 金(億円)	348	379	407	415	395
貸出金(億円)	101	103	98	94	87
預け金・有価証券(億円)	280	308	338	351	335
当期純利益(百万円)	6	35	38	40	36
自己資本比率(%)	13.88	14.45	14.99	15.64	17.49

《貸借対照表》 (単位:千円)

資産	令和5年度	令和6年度	負債および純資産	令和5年度	令和6年度
現金	12,171	13,383	預 金 積 金	41,537,213	39,526,777
預 け 金	20,452,227	18,675,520	普 通 預 金	15,340,701	14,108,671
(うち全信組連預け金)	(19,735,688)	(18,436,059)	別段預金	80,753	87,367
有 価 証 券	14,711,980	14,853,664	納 税 準 備 預 金	36,385	32,386
国 債	1,636,470	1,526,170	定期預金	25,076,653	24,415,805
地 方 債	3,100,680	3,993,770	定期積金	1,002,719	882,546
社 債	9,382,040	8,577,540	その他負債	34,185	39,929
株式	200	200	未払費用	15,450	20,860
投資信託	592,590	755,984	給付補填備金	613	467
貸 出 金	9,415,308	8,721,861	未払法人税等	6,196	8,340
手 形 貸 付	-	-	前 受 収 益	9,192	9,536
証書貸付	9,415,308	8,721,861	未 払 諸 税	129	135
その他資産	109,327	114,525	払 戻 未 済 金	796	589
全信組連出資金	50,000	50,000	リース債務	721	-
前 払 費 用	-	-	仮 受 金	1,083	-
未収収益	38,735	45,087	退職給付引当金	51,729	56,639
仮 払 金	-	204	繰延税金負債	-	-
その他の資産	20,591	19,233	債 務 保 証	4,476	3,344
有 形 固 定 資 産	3,929	2,701	(うち独立行政法人福祉医療機構)	(4,476)	(3,344)
リース資産	721	-	負 債 計	41,627,604	39,626,691
その他の有形固定資産	3,207	2,701	出資金	29,142	28,660
無形固定資産	4,746	717	普通出資金	29,142	28,660
ソフトウェア	4,364	335	利 益 剰 余 金	3,113,026	3,147,809
リース資産	-	-	利益準備金	38,078	38,078
その他の無形固定資産	381	381	特別積立金	3,007,894	3,034,624
繰延税金資産	34,211	134,385	(うち退職給与積立金)	(21,497)	(9,747)
債務保証見返	4,476	3,344			
(うち独立行政法人福祉医療機構)	(4,476)	(3,344)	当期未処分剰余金	67,053	75,106
貸倒引当金	△ 28,223	△ 26,144	組合員勘定計	3,142,168	3,176,469
(うち個別貸倒引当金)	(-)	(-)	その他有価証券評価差額金	△ 49,617	△ 309,202
			純 資 産 計	3,092,551	2,867,266
合 計	44,720,156	42,493,958	合 計	44,720,156	42,493,958

(注)記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。その関係で合計と内訳を加算した金額とは必ずしも一致しません。(以下の各表における記載金額についても同様であります。)

◎貸借対照表注記

注)

- 1. 以下の注記についても、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、事業年度末の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては、移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

- 3. 有形固定資産の減価償却(リース資産を除く)は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりです。 〇建物 該当なし 〇動産 3年~10年
- 4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。
- 5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証ならびに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した貸倒引当金の金額が、税法基準により算出した金額を下回るため、税法基準により算出した引当額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収 可能見込額を控除した残額を引き当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、実施部門および監査部門において資産査定を実施しており、その査 定結果により上記の引き当てを行っております。

- 6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
- 7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 8. 理事及び監事に対する金銭債権総額142百万円
- 9. 有形固定資産の減価償却累計額 21 百万円
- 10. 貸出金のうち、破綻先債権額は10百万円、延滞債権額は0円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取り立てまたは弁済の見込がないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号) 第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

11. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で 破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

12. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 13. 破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 10 百万円であり、同債権額 は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 14. 出資1口当たりの純資産額は,100,044円20銭
- 15. 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、その他保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3)金融商品に係るリスク管理体制
 - ①当組合は、信用リスクに関する管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、常務理事会を開催し、審議を行っております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスク管理

当組合は、常務理事会で金利の変動リスクを管理しております。 また、半期ベースで理事会・監査会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、規程に従い行われております。

収益管理課で市場運用商品の購入を行っており、常務理事会で協議、事前審査、投資額の設定を行い価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの商品については、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は、常務理事会及び理事会において定期的に報告されております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、常務理事会を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した 長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なる場合もあります。

なお、金融商品のうち貸出金・預け金・預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を 開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表に含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	18,675	18,669	$\triangle 5$
(2)有価証券			
満期保有目的債券	4,700	4,552	△147
その他有価証券	10,153	10,153	-
(3)貸出金※1	8,721		
貸倒引当金※2	△26		
	8,695	8,580	△115
金融資産計	42,224	41,956	△268
(1)預金積金	39,526	39,251	△275
金融負債計	39,526	39,251	△275

(※1)預け金・貸出金・預金積金の時価には、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。 (※2)貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。 満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価格を算定し、当該現在価格を時価としてみな しております。

(2)有価証券

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格により算出しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①~②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6 か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価格を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価格)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価格を時価とみなしております。

(注 2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。 (単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	200
組合出資金(*2)	50,000
合 計	50,200

- (*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としてはおりません。
- (*2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としてはおりません。
- (注3)預け金・貸出金及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金	18,675	-	-	-
有価証券	899	3,741	6,144	3,311
満期保有目的の債券	700	1,700	2,300	-
その他有価証券のうち満期があるもの	199	2,041	3,844	3,311
貸出金(*)	1,219	4,016	1,981	1,504
合 計	20,794	7,758	8,126	4,816

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注 4)借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金積金	15,773	23,754	-	-
借用金(*)	-	1	-	-
合 計	15,773	23,754	•	-

- (*)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。
- 17. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、コンピュータ端末機・パソコン等についてリース契約により使用しています。
- 18. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
 - ○担保提供している資産
 - ①為替決済保証金 800 百万円 ②鹿児島県公金収納代理事務取扱担保預金 50 万円
- 19. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであり、以下 22 まで同様であります。
 - (1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
 - (2)満期保有目的の債券

/ 11.37.63 ble 13 H u.a - De				
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
		(百万円)	(百万円)	(百万円)
時価が貸借対	国債	-	-	1
照表計上額を	地方債	-	-	-
超えるもの	社債	400	407	7
	小計	400	407	7
時価が貸借対	国債	-	-	1
照表計上額を	地方債	2,100	2,010	△89
超えないもの	社債	2,200	2,134	△65
	小計	4,300	4,145	△154
合計		4,700	4,552	△147
合計			,	

- (注)1. 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4)その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
		(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上	国債	207	200	7
額が取得原価を	地方債	-	1	-
超えるもの	社債	-	1	-
	その他	-	1	-
	小計	207	200	7
貸借対照表計上	国債	1,318	1,399	△81
額が取得原価を	地方債	1,893	2,000	△106
超えないもの	社債	5,977	6,200	△223
	その他	755	779	△23
	小計	9,946	10,379	△433
合計	·	10,153	10,580	△426

- 20. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 21. 当期中に売却したその他有価証券はありません。
- 22. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。 信組情報サービス株式会社 100千円 株式会社商工組合中央金庫 100千円
- 23. その他保有有価証券のうち満期があるもの、および満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

				(単位:百万円)
債券	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
国債	-	-	1,003	522
地方債	500	-	3,493	-
社債	399	3,741	1,647	2,789
合計	899	3,741	6,144	3,311

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	(単位:百万円)
貸倒引当金損金算入限度額超過額	
退職給付引当金損金算入限度額超過額	15
その他の有価証券	117
税務上の繰越欠損金	
その他	2
繰延税金資産小計	134
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	
評価性引当金	_
繰延税金資産合計	134
繰延税金負債	
その他有価証券評価額	
繰延税金負債合計	

繰延税金資産の純額

134

《損益計算書》 (単位:千円)

 科 目		令和5年度	令和6年度
経常収	益	299,771	325,779
資金運用収	益	274,302	298,510
貸 出 金 利	息	119,115	114,940
預け金利	<u></u> 息	21,316	37,528
有価証券利息配当			
		126,231	142,268
	息	7,639	3,773
役務取引等収	益	1,815	3,745
受入為替手数	料	153	179
その他の役務収	益	1,661	3,566
その他業務収	益	21,612	21,444
その他の業務収		21,612	21,444
その他経常収	益	2,041	2,079
貸倒引当金戻入	益	2,041	2,079
賞 却 債 権 取 立	益	0	0
その他の臨時収		-	-
経 常 費	用	242,824	278,067
資金調達費	用	28,072	40,041
預 金 利	息	27,852	39,812
給付補填備金繰入	、額	220	229
役務取引等費	用	30,047	30,003
支 払 為 替 手 数	料	916	848
その他の役務費	用	3,280	4,577
その他の役務取引等費	見用	25,849	24,577
その他業務費	用	-	5
その他の業務費	用	-	5
経	費	184,704	194,748
人件	費	108,485	115,723
物件	費	76,093	78,900
税	金	125	124
その他経常費	用	-	13,270
貸出金價	却	-	-
貸 倒 引 当 金 繰 入	額	-	-
その他の経常費	用	-	13,270
経常利	益	56,946	47,711
特 別 利	益	-	-
固 定 資 産 処 分	益	-	-
特 別 損	失	0	-
固 定 資 産 処 分	 損	0	-
その他の特別損	失	-1	-
税引前当期純利	益	56,946	47,711
法人税、住民税および事業		10,061	12,832
法人税等調整	額	6,339	△ 1,660
法人税等合	計	16,401	11,171
当期純利	益	40,545	36,539
操越金(当期首残高)	26,508	25,296
役員退職積立金取崩	<u>/</u> 額	20,300	13,270
当期未処分剰余	取 金	67 NEO	
ヨ 期 木 処 万 剰 ホ (注) 山姿1口出 <i>た</i> 川の出期幼利		67,053	75,106

⁽注) 出資1口当たりの当期純利益1,274円93銭

《剰余金処分計算書》

(単位:千円)

《経費の内訳》

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期未処分剰余金	67,053	75,106
剰 余 金 処 分 額	41,757	46,738
利益準備金		_
普通出資に対する配当金(年6%)	1,757	1,738
特 別 積 立 金	40,000	45,000
(うち退職給与積立金)	1,520	4,680
繰越金(当期末残高)	25,296	28,368

/ 業務知利益お	よび業務純益等》

(単位:千円)

※ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 できる。	CHIL 43 //	(+12:111)
科 目	令和5年度	令和6年度
資金運用収益	274,302	298,510
資 金 調 達 費 用	28,072	40,041
資 金 運 用 収 支	246,229	258,469
役務取引等収益	1,815	3,745
役務取引等費用	30,047	30,003
役務取引等収支	△ 28,231	△ 26,257
その他業務収益	21,612	21,444
その他業務費用	-	5
その他の業務収支	21,612	21,439
業務粗利益	239,609	253,650
業務粗利益率	0.53	0.57
業 務 純 益	54,905	58,902
実質業務純益	54,905	58,902
コ ア 業 務 純 益	54,905	58,902
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	54,905	58,902
a ################################	m#1 == 1 == 1/ Th == 400	

《社員の内訳》		(単位,十円)
項目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	108,485	115,723
報酬・給料・手当	77,516	83,382
退職給付費用	21,542	22,908
社会保険料等	9,426	9,433
物 件 費	76,093	78,900
事 務 費	25,581	27,285
固定資産費	27,405	27,559
事業費	9,874	10,182
人 事 厚 生 費	1,005	1,344
預 金 保 険 料	5,587	5,852
有形固定資産償却	2,651	2,647
無形固定資産償却	3,988	4,029
税 金	125	124
経費合計	184,704	194,748

《役務取引の状況》

(単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度
役務取引等収益	1,815	3,745
受入為替手数料	153	179
その他の受入手数料	1,661	3,566
役務取引等費用	30,047	30,003
支払為替手数料	916	848
その他の支払手数料	3,280	4,577
その他の役務取引等費用	25,849	24,577

- (注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定計平均残高×100 3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 - 2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用) 4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

《退職給付引当金の状況》

(単位:千円)

∇ △	区分当期首残高	当期増加高	_{加京} 当期減少高		当期末残高	計上理由
	当知日/26同	当知恒加同	目的使用	その他	当朔木/3月	及び算定方法
退職給付引当金	51,729	22,467	17,556	ı	56,639	
合 計	51,729	22,467	17,556	-	56,639	

《業務純益》

(単位:千円) **《受取利息および支払利息の増減》**

(単位:千円)

						 ### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		
	項	目		令和5年度	令和6年度	項目	令和5年度	令和6年度
業	務	純	益	54,905	58,902	受取利息の増減	7,985	24,208
				-	-	支払利息の増減	1,778	11,968

《有価証券の種類別の残存期間別の残高》

(単位:百万円)

(単位:百万円)

国債	令和5年度	令和6年度
10 年 超	1,417	522
5 年 超 10 年 以 内	218	1,003
1年超5年以内	-	-
1 年 以 内	-	1
合 計	1,636	1,526
		()////)

/出.	(士. 五	<u>т</u> ш)
(4)	11/ · H	// - /

社 債	令和5年度	令和6年度
10 年 超	3,029	2,789
5 年 超 10 年 以 内	3,058	1,647
1年超5年以内	3,094	3,741
1 年 以 内	200	399
合 計	9,382	8,577

(単位:百万円)

投資信託	令和5年度	令和6年度
期間の定めないもの	592	755
合 計	592	755
		(単位:千円)
株式	令和5年度	令和6年度
期間の定めないもの	200	200
슴 計	200	200

		(1 12.17313)
地方債	令和5年度	令和6年度
10 年 超	ı	_
5 年 超 10 年 以 内	2,600	3,493
1年超5年以内	500	_
1 年 以 内	-	500
合 計	3,100	3,993
·		

《主要な経営指標等の推移》

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	249,045	293,559	282,078	299,771	325,779
経 常 利 益	11,453	50,619	50,953	56,946	47,711
当 期 純 利 益	6,992	35,852	38,758	40,545	36,539
預 金 積 金 残 高	34,834,974	37,931,766	40,735,586	41,537,213	39,526,777
貸 出 金 残 高	10,100,198	10,328,904	9,898,462	9,415,308	8,721,861
有 価 証 券 残 高	12,785,409	12,199,642	12,731,973	14,711,980	14,853,664
総 資 産 額	38,228,035	41,311,513	43,920,584	44,720,156	42,493,958
純 資 産 額	3,229,836	3,222,994	3,068,359	3,092,551	2,867,266
自己資本比率(単体)	13.88%	14.45%	14.99%	15.64%	17.49%
出 資 総 額	29,241	29,443	29,622	29,142	28,660
出 資 総 口 数	29,241□	29443□	29,622□	29,142□	28,660□
出資に対する配当金	1,743	1,761	1,766	1,757	1,738
職 員 数	9人	人8	9人	9人	10人

(注)残高計数は期末日現在のものです。

《資金運用勘定、調達勘定の平均残高等》

(単位:千円・%)

科 目		年 度	平均残高	利 息	利回り
咨	金運用勘定	令和5年度	44,559,575	274,302	0.61
貝	並 建 用 볤 足	令和6年度	43,956,703	298,510	0.67
	うち貸出金	令和5年度	9,654,564	119,115	1.23
	アり貝山亚	令和6年度	9,064,825	114,940	1.26
	うち預け金	令和5年度	20,836,533	21,316	0.10
	(無利息分を除く)	令和6年度	19,524,161	37,528	0.19
	うち有価証券	令和5年度	14,018,476	126,231	0.90
		令和6年度	15,317,716	142,268	0.92
咨	金調達勘定	令和5年度	41,520,757	28,072	0.06
貝	並刷圧動に	令和6年度	40,936,693	40,041	0.09
	うち預金積金	令和5年度	41,520,757	28,072	0.06
	ノり以並傾並	令和6年度	40,936,492	40,041	0.09

《預貸率および預証率》

(単位:%)

区分		令和5年度	令和6年度
預貸率	(期末)	22.66	22.06
以 貝 竿	(期中平均)	23.25	22.14
預証率	(期末)	35.41	37.57
点 型 学	(期中平均)	33.76	37.41

《その他業務収益の内訳》

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
外 国 為 替 売 買 益	_	_
商品有価証券売買益	-	_
国 債 等 債 券 売 却 益	-	-
国 債 等 債 券 償 還 益	_	_
金融派生商品収益	-	_
その他の業務収益	21,612	21,444
その他業務収益合計	21,612	21,444
" · · · · - · · · · · · · · · · ·	-	-

《報酬体系》

- ○当組合では、理事全員及び監事全員の報酬体系を開示しております。
- ○全役員の報酬は、総代会で支払額総額の最高限度額を決定しております。
- ○退職慰労金については、役員退職積立金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

○役員に対する報酬

(単位:千円)

区 分	報酬支払額	総代会承認額
理事	21,604	26,000
監事	1,285	1,500
合 計	22,889	27,500

注1 上記は、協同組合における金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2 支払人数は、理事27名、監事3名です。

注3上記以外に、支払った役員退職慰労金は13,270千円です。

○「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融 庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。 ○当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」に該当するものはいません。

《総資金利鞘等》

(単位:%)

区分	令和5年度	令和6年度
資金運用利回 (a)	0.61	0.67
資金調達原価率 (b)	0.51	0.57
総資金利鞘 (a-b)	0.10	0.10

> 資金調達费用 - 金銭の信託運用見合費用 + 経費 資金調達原価率 = - 資金調達勘定計平均残高

《総資産利益率》

(単位:%)

区分	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.12	0.10
総資産当期純利益率	0.09	0.08

(注)総資産経常(当期純)利益率 = 総資産(債務保証見返を除く)平均残高

《固定金利および変動金利の定期預金残高》

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
固定金利	25,076,653	24,415,805
変動金利	_	_
定期預金合計	25,076,653	24,415,805

《固定金利および変動金利の貸出金残高》

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度	
固定金利	3,172,540	3,024,153	
変 動 金 利	6,242,768	5,697,708	
貸出金合計	9,415,308	8,721,861	

《有価証券、金銭の信託等の評価》

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項目			令和5年度			令和6年度	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		時 価	差額	貸借対照表計上額	時 価	差額
	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	_	-	-	_	-	-
国債	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	_	_	_	_	_	_
	計	_		-	_	ı	_
	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,300	1,304	4	_	_	-
地方債	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	700	694	△ 5	2,100	2,010	△ 89
	計	2,000	1,998	△ 1	2,100	2,010	△ 89
	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	400	419	19	400	407	7
社債	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,400	2,374	△ 25	2,200	2,134	△ 65
	計	2,800	2,794	△ 6	2,600	2,542	△ 57
	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,700	1,723	23	400	407	7
合計	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,100	3,069	△ 30	4,300	4,145	△ 154
	計	4,800	4,792	△ 7	4,700	4,552	△ 147

その他保有目的の債券

(単位:百万円)

	項 目		令和5年度			令和6年度	丰四.日/川川
	欠 口		取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,371	1,308	62	207	200	7
国債	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	265	291	△ 26	1,318	1,399	△ 81
	計	1,636	1,600	36	1,526	1,600	△ 73
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	900	900	0	-	1	-
地方債	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	199	200	△0	1,893	2,000	△ 106
	計	1,100	1,100	ĺ	1,893	2,000	△ 106
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	501	500	1	-	1	_
社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	6,080	6,200	△ 120	5,977	6,200	△ 223
	計	6,582	6,700	△ 118	5,977	6,200	△ 223
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	592	579	13	-	1	_
その他	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	-	1	l	755	779	△ 23
	計	592	579	13	755	779	△ 23
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,366	3,287	78	207	200	7
合計	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	6,545	6,692	△ 146	9,946	10,379	△ 433
	計	9,911	9,980	△ 68	10,153	10,580	△ 426

時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位:千円)

	項目	令和5年度	令和6年度
	次 口	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関連法人等 株式	信組情報サービス株式会社	100	100
	株式会社商工組合中央金庫	100	100
17/17/	計	200	200

金銭の信託、デリバティブ取引はありません。

【資金調達】

《預金種目別平均残高》

(単位:百万円・%)

種目	令和5年度		令和6年度	
1 口	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	15,527	37.4	14,962	36.6
定期性預金	25,992	62.6	25,974	63.4
譲渡性預金	_	_	_	_
その他の預金	_	_	_	_
合 計	41,519	100.0	40,936	100.0

《預金者別預金残高》

(単位:百万円・%)

区分		令和5年度		令和6年度				
		77)		金額	構成比	金額	構成比	
	個	,	人		18,233	43.9	17,995	45.5
	法		人		23,303	56.1	21,530	54.5
医	療	法	人	等	23,303	56.1	21,530	54.5
金	融	. 7	幾	関	_	_	_	_
公				金	1	_	_	_
合			Ē	+	41,537	100.0	39,526	100.0

【資金運用】

《貸出金種類別平均残高》

(単位:百万円・%)

科			令和!	5年度	令和(6年度	
17			П	金額	構成比	金額	構成比
割	引	手	形	-	-	1	_
手	形	貸	付	-	-	1	-
証	書	貸	付	9,654	100.0	9,064	100.0
当	座	貸	越	_	_		
合			計	9,654	100.0	9,064	100.0

《貸出金担保別残高》

(単位:百万円・%)

				(+14:	,
区	分	令和!	5年度	令和6	6年度
)J	金額	構成比	金額	構成比
当組合	預金積金	0	0.0	0	0.0
不	動 産	6,771	71.9	6,236	71.5
小	計	6,771	71.9	6,236	71.5
信用保証協	会・信用保険	19	0.2	16	0.2
保	証	2,527	26.8	2,380	27.3
信	用	98	1.0	89	1.0
合	計	9,415	100.0	8,721	100.0
(); \ /= m /n ==	14人以 安田 白田 5			188 20 + 4 - 4	

(注) 信用保証協会は鹿児島県信用保証協会・奄美群島振興開発基金であります。

《住宅ローン残高》

(単位:百万円)

Z	4	令和!	5年度	令和(6年度
	分	金	額	金	額
住宅口.	ーン		5,636		5,041

(注) 平成6年10月制定したものであります。

平成24年4月より新型住宅ローン(固定金利型)の取り扱いを開始しました。

《貸出金使途別残高》

(単位:百万円・%)

区			分	令和!	5年度	令和6	6年度
)J	金額	構成比	金額	構成比
運	転	資	金	2,916	31.0	2,732	31.3
設	備	資	金	6,499	69.0	5,989	68.7
合			計	9,415	100.0	8,721	100.0

《貸倒引当金の内訳》

(単位:千円)

項目	令和	5年度	令和(6年度
次	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当	28,223	△ 2,041	26,144	△ 2,079
個別貸倒引当	_	_	_	_
貸倒引当金合	28,223	△ 2,041	26,144	△ 2,079

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」 に係る引当は行っておりません。

《貸出金業種別残高・構成比》

(単位:百万円・%)

			(m / 5 1 / 0/
業種別	令和!	令和5年度		6年度
未性が	金額	構成比	金額	構成比
医療・福祉	728	7.7	826	9.5
その他のサービス	357	3.8	310	3.5
その他の産業	126	1.4	113	1.3
個人(住宅·消費·納税資金等)	8,204	87.1	7,472	85.7
合 計	9,415	100.0	8,721	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載 (一部)

《有価証券種類別平均残高》

(単位:百万円・%)

<u>-</u>			(+12.	H / J I J / 0 /
区分	令和!	5年度	令和(6年度
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	1,628	11.6	1,600	10.5
地 方 債	2,143	15.3	3,889	25.4
社 債	9,666	69.0	9,182	59.9
株式	0	0.0	0	0.0
貸付信託	1	1	1	1
証券投資信託	579	4.1	645	4.2
外 国 証 券				
合 計	14,018	100.0	15,317	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

【貸出金等に関する指標】

《貸出金償却額》

(単位:百万円)

項 月	令和 5 年度	令和6年度
貸出金償却額		174E 0 17X

《協金法開示債権(リスク管理債権)および金融再生法開示債権の保全・引当状況》

(単位·百万円·%)

			(半四,日刀口*/0)
区	分	令和 5 年度	令和6年度
破産更生債権及びこれら	っに準ずる債権額	11	10
危険債権額		-	-
要管理債権		_	-
三月以上延滞債権額		-	-
貸出条件緩和債権額		_	-
小計 (A)		11	10
保全額(B)		11	10
担保・保証額(C)		11	10
個別貸倒引当金(D))	-	_
一般貸倒引当金(E))	0	0
保全率(B)/(A)		100.00	100.00
引当率 ((D)+(E)) / ((A) – (C))	100.00	100.00
正常債権(F)		9,407	8,714
総与信残高 (A) + (F)	9,419	8,725

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務 者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受 取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。

 - 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1 及び 2 に掲げるものを除く。)です。
 - 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債 務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です
 - 6.「担保・保証額」 (C) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 7.「個別貸倒引当金」(D)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に対して 個別に引当計上した額の合計額です
 - 8. [一般貸倒引当金」 (E) には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、「要管理債権」に対して引当てた額を記載しております。
 - 9.「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
 - 10.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本 の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)に よるものに限る。)、 貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記され ている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

【リスク管理体制・法令遵守体制】

《リスク管理体制》

金融機関の各種リスクは、金融の自由化、国際化、技術革新などに伴い多様化しており、当組合でも自己責任経営の原則に基づき、法令・諸規定の遵守 と相互牽制制度を実践し、当面する信用リスク・金利変動リスク・事務リスクなどの回避に努めております。

1.内部事務管理

毎月マニュアルに基づく内部検査を実施するとともに、定例監査会また期中・期末の公認会計士による決算監査を実施して事務取扱いの適正化と厳正化 に努めています。

2.収益管理

毎月、月次決算を実施して、預金・貸出金・預け金などの金利動向を把握するとともに金資の運用状況を検討し、収益管理を徹底しております。

3.融資審查管理

常務会にて、全融資案件について十分なる審議を行い、また金融検査マニュアルに基づく自己査定の実施内容など協議し、一方、適宜、管理回収状況な どについて報告をしております。

4. 資金運用管理

毎月常務会において、余資の運用基準に基づく、資金運用計画と実績について、審議・決定しております。

5.防犯·防災体制

非常通報装置および防犯カメラを設置しているほか、警備保障会社による夜間警備、コンピュータの重要ソフトとデータの外部保管(九州協同㈱)を委託 しております。

《法令遵守(コンプライアンス)体制》

当組合においては、コンプライアンスへの取り組みの行動綱領を次のとおり定め、全役職員が信用組合としての公共的使命を果たすため、法令や規則を 厳格に遵守して、キメ細かい金融サービスを提供するよう、その実践計画に基づき、日頃より研鑽に努めております。

1.公共的使命とキメ細かい金融サービスの提供

- (1)当信用組合は、公共的使命の重みを常に自覚し、健全経営に徹することにより、医師会および医療機関ならびに会員の金融の円滑化に努めます。
- (2)当信用組合は、常に組合員の方々のニーズに応えるとともに、キメ細かい金融サービスの向上に努めることにより、医師会および医療機関ならびに会 員の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。
- 2.法令遵守と信頼の確保
 - (1)当信用組合は、常に各種法令・規則を遵守し、その精神を尊重します。
 - (2)当信用組合は、誠実・公正な行動により、社会・医師会・組合員の方々からの信頼の確保に努めます。
- 3.組合情報の開示と経営の透明性の確保

当信用組合は、常に組合情報を積極的かつ公正に開示するとともに、組合員の方々および医師会ならびに役職員とのコミュニケーションを重視し、開か れた経営を実践します。

4.役職員の人権の尊重等

当信用組合は、役職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。

5.環境問題への取り組み

当信用組合は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

6.社会貢献活動への取り組み

当信用組合は、金融サービスの提供や医師会活動への協力により、会員および地域の方々への地域貢献に努めます。

7. 反社会的勢力との対決

当信用組合は、反社会的勢力の介入に対して、企業として断固として立ち向かいこれを排除していきます。

≪自己資本の構成に関する事項≫

(単位:千円、%)

項目	令和5年度	令和6年度
┃ ┃ コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,140,411	3,174,730
うち、出資金及び資本剰余金の額	29,142	28,660
うち、利益剰余金の額	3,113,026	3,147,809
うち、外部流出予定額(△)	1,757	1,738
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	28,223	26,144
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	28,223	26,144
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、		
コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎		
項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,168,635	3,200,875
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,440	519
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,440	519
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,440	519
自己資本	•	
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	3,165,194	3,200,355
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	19,796,482	17,867,252
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	400,000	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	400,000	△600,000
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	430,890	430,416
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	20,227,372	18,297,668
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	15.64%	17.49%

⁽注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出してお

[※]当組合の自己資本比率は国内基準4%をクリアし、国際統一基準8%をも大幅に上回る高い安全性・健全性を維持しています。

《金利リスクに関する事項》

(単位:百万円)

IRRBB:金	IRRBB:金利リスク									
		1 п		Л	=					
項番		ΔΕ	EVE	Δ	NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末					
1	上方パラレルシフト	701	826	59	92					
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0					
3	スティープ化	554	637							
4	フラット化									
5	短期金利上昇									
6	短期金利低下									
7	最大値	701	826	59	92					
		ホ		^						
		当其	阴末	前期末						
8	自己資本の額	3,2	200	3,1	.65					

※最大値の金利リスク量は、有価証券の含み損益や自己資本余力、自己資本比率の指標等を鑑みて、健全性について問題 は無いと判断しております。

[リスク管理の方針および手続の概要]

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明 金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を示しますが、当組合 では、銀行勘定における金利リスクを定期的な評価・計測を行い、適正な管理を行っております。
- ・リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明 担当部署が金利リスクに係るモニタリングを行い、常務理事会・理事会等へ報告し管理方針やリスク削減対策等の協議を行っています。
- ・金利リスク計測の頻度

有価証券の評価損益の計測は日々モニタリングを行い、それ以外の計測は四半期で行い、「統合リスク管理」として常務理事会・理事会等へ報告しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明 当組合では、デリバティブ取引などによる金利削減取引は行っておりません。

[金利リスク算出手法の概要]

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE の概要

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25 年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
- ・流動性預金への満期の割り当て方法

コア預金モデルは、金融庁標準方式を採用しています。

- ・固定金利貸出(住宅ローン)の期限前返済や定期預金の早期解約に関する事項 貸出金・定期預金ともに金融庁告示の保守的な前提の反映により考慮しております。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提

1 通貨円のみであり、それ以外の通貨は保有しておりません。

- ・スプレッドに関する前提は、考慮しておりません。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提コア預金モデルは金融庁標準方式を採用しております。

[金利リスク算定手法の概要]

・金利ショックに関する説明

100BPV を採用しています(ΔEVE の場合、円金利のショック幅は同じですが、外貨金利の場合にはショック幅は異なります) また、内部管理においては VaR採用しています。

《自己資本調達手段について》

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により成されております。

≪普通出資≫

- ①発行体: 鹿児島県医師信用組合
- ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:28百万

《自己資本の充実度に関する評価方法について》

当組合は、これまで内部留保による資本の積上げ等を 行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安 全性を充分保っていると評価しております。なお、将来 の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業 計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益 による資本の積上げを第一義的な施策として考えており ます。

《信用リスクについて》

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを最重要のリスクであると認識のうえ、与信業務の基本的な理念・指針・規範等を明示した「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規定」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

融資審査管理は、常務会にて全融資案件について充分なる審議を行い、適宜管理回収状況などについて報告を 行っております。

また、貸出資産については自己査定基準に基づき厳格な資産査定を行っており、内容についても役員会等に詳細に報告しております。

信用コストである貸倒引当金は、「償却・引当基準」 に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出して います。

自己査定により区分した正常先債権及び要注意先債権については、貸倒実績率及び税法基準により算定した金額を一般貸倒引当金として計上し、破綻懸念先債権及び実質破綻先債権並びに破綻先債権については、回収可能見込額控除後の債権額(III・IV分類額)に相当する額を、それぞれ個別貸倒引当金として計上しています。

《証券化エクスポージャーに関する事項》

該当ありません。

《オペレーショナル・リスクについて》

オペレーショナル・リスクは、事務リスクやシステムリスク等業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では「オペレーショナル・リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備し、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

《出資その他これに類する エクスポージャーについて》

当組合の銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、出資金で全国信用協同組合連合会普通出資 2,000 万円と特別出資 3,000 万円、株式で信組情報サービス(株)の 10 万円、(株) 商工組合中央金庫の 10 万円が該当いたします。

当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な 処理を行っています。

《銀行勘定における金利リスクについて》

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行っています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測をし、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

《信用リスク削減手法等について》

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化する為の措置をいい、具体的には「適格金融資産担保」・「貸出金と自組合預金の相殺」・「保証」などが該当します。

担保や保証による安全措置は、あくまでも補完的な位置付と認識しており、担保や保証に過度に依存しないように努めています。

与信審査の結果、担保、保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約をいただくなど適切な取り扱いに努めています。

《派生商品取引および長期決済期間取引の 相手方のリスク管理の方針および手続の概要》

該当ありません。

【バーゼルIII第3の柱による開示】

《信用リスクとオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額》

(単位:百万円)

所要自己資本の額	令和5年度	令和6年度
信用リスクの所要自己資本の額	791	714
オペレーショナル・リスクの所要自己資本の額	17	17
合 計	808	731

信用リスクの所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額の合計額×4%で算出しています。 オペレーショナル・リスクの所要自己資本の額は、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額×4%で算出しています。 信用リスクとオペレーショナル・リスクとの所要自己資本の合計額は、リスク・アセット等計×4%で算出しています。

《三月以上延滞エクスポージャーの期末残高》

一般貸倒引当全

(単位:百万円)

今和6年度

業種別	令和5年度	令和6年度
医療・福祉	ı	-
個 人	_	_
合 計	ı	_

《一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額》

(単位:百万円) 増減額

	17年15年15	17年10年1支	4日/195400
合 計	28	26	△ 2
	•	(単位:百万円)
個別貸倒引当金	令和5年度	令和6年度	増減額
医療・福祉	Ι	I	
個 人	_	_	-
合 計	_	-	_

会和5年度

《期中に償却した全ての貸出金償却の額》

(単位:百万円)

貸出金償却の額	令和5年度	令和6年度
医療・福祉	-	_
個 人	_	_
合 計	I	_

《自己資本の充実の状況(信用リスク・アセット、所要自己資本額)》

(単位:百万円)

- ÷ 8 %

	令和!	5年度	令和6年度			
項 目	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額		
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計 ※1	19,796	791	17,867	714		
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	19,796	791	17,867	714		
(i)ソプリン向け	1	0	1	0		
(ii)金融機関向け	4,092	163	4,485	179		
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				=		
(iii)カバード・ポンド向け			_	=		
(iv)法人等向け	4,942	197	4,893	195		
(v)中小企業等・個人向け	624	24				
(vi)中堅中小企業等・個人向け			2,640	105		
トランザクター向け			_	-		
(vii)抵当権付住宅ローン	1,949	77				
(viii)不動産取得等事業向け	-	-				
(ix)不動産関連向け			1,761	70		
自己居住用不動産等向け			1,761	70		
賃貸用不動産向け			_	-		
事業用不動産関連向け			_	-		
その他不動産関連向け			_	-		
ADC向け			_	-		
(x)劣後債権及びその他資本性証券等			1,400	56		
(xi)三月以上延滞等	_	-				
(xii)延滞等向け			_	_		
(xiii)自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			_	-		
(xiv)出資等	580	23				
出資等のエクスポージャー	580	23				
重要な出資のエクスポージャー	-	-				
(xv)株式等			779	31		
(xvi)重要な出資のエクスポージャー			-	-		
(xvii)他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象出資等に該当するもの	4.750	100	1 000	40		
以外のものに係るエクスポージャー	4,750	190	1,000	40		
(xviii)信用協同組合連合会の対象普通出資であってコア資本に係る調整項	F0	2		2		
の額に出されなかった部分に係るエクスポージャー	50	2	50	2		
(xix) その他	2,405	95	403	16		
②証券化エクスポージャー	-	=	-	=		
③リスク・ウェィトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	=		
ルック・スルー方式	-	=	-	=		
マンデート方式	-	-	-	-		
蓋然性方式(250%)	=	=	=	=		
蓋然性方式(400%)	-	_	_	_		
フォールバック方式(1250%)	-	-	_	-		
④未決済取引			_	_		
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置	400	16	A 600			
によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	400	16	△ 600	_		
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	-	-	_	-		
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	_	_	-		
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	430	17	430	17		
BI			286			
BIC			34			
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	20,227	809	18,297	731		

- 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
- 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 3. 「ソプリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、 外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソプリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、 信用保証協会等のことです。
- 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が、約定償還額明細表の送付について支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソプリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 6. 「その他」とは、(i) \sim (x)に区分されないエクスポージャーです。
- 7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
- 8.オペレーショナル・リスクの算定方法は、次のとおりです。当組合は基礎的手法を採用しています。(令和5年度計数)

オペレーショナル・リスク = <u>粗利益(直近3年間のうちの正の値の合計額)×15%</u> 直近3年間のうちの粗利益が正の値であった年数

- 9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。(令和6年度計数)
- 10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

《信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高》

(単位:百万円)

		信用	リスクエタ	ウスポーシ	ジャー期末	残高				三月以上	延滞エク
	エクスポージャー区分									延滞エク	スポー
										スポー	ジャー
				貸	出金	倩	券	デリバテ	ィブ取引	ジャー	
業種区分・期間区分		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業		292	290	-	_	292	290	-	-	_	_
金融業・保険業		3,053	2,519	_	_	3,053	2,519	_	_	_	_
不動産業		1,779	1,932	_	-	1,779	1,932	-	_	_	-
電気・ガス・熱供給・水道業		3,076	3,042	_	-	3,076	3,042	-	_	_	-
医療・福祉		727	826	727	826	_	_	_	_	_	_
その他のサービス		648	596	357	309	290	286	-	-	-	_
その他の産業		1,608	1,374	126	113	1,482	1,261	-	_	_	-
国・地方公共団体等		4,737	5,519	_	_	4,737	5,519	_	_	_	_
個人		8,204	7,472	8,204	7,472	-	_	_	_	_	_
その他		-	_	-	_	-	_	_	-	-	_
業種別合計		24,127	23,575	9,415	8,721	14,711	14,853	-	_	_	-
1年以下		280	985	80	85	200	899	_	_		
1年超5年以下		4,904	4,945	1,310	1,204	3,594	3,741	-	-		
5年超10年以下		7,864	7,926	1,986	1,782	5,877	6,144	_	_		
10年超		10,484	8,961	6,037	5,650	4,447	3,311	-	_		
期間の定めないもの		592	755	_	_	592	755	_	_		
その他		_	_	_	_	_	_	_	_		
残存期間別合計	_	24,127	23,575	9,415	8,721	14,711	14,853	-	_		

- 1. オフ・バランス取引を除く。
- 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
- 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
- 5. 上記の「その他」は、業種区分・期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
- 6. 貸出金は個別貸倒引当金の控除前の金額を、又その他有価証券は、評価差額が正の場合は差引後の金額を表示しています。
- 7. 「債券」は、国債と地方債と社債(政府保証債含む)の合計額(株式を除く)です。

《業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等》

(単位:百万円)

		個別貸倒引当金										
業種	期首残高 当期増加額		小批拼中的		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
			目的使用 その他		り他	- 州小汉同						
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
医療・福祉	_	-	-	_	_	-	_	_	_	_	-	_
その他のサービス	_	-	-	_	_	-	_	_	_	_	-	_
その他の産業	_	-	-			_	-	_		-	-	_
個人	_	_	_	-	-	-	_	Ī	-	_	Ī	_
合 計	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

《リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等》

(単位:百万円)

(単位:百万円)

告示で定める	令和5年度						
リスク・ウェ	エクスポージャーの額						
イト区分	格付適用有り	格付適用無し					
0%	1,608	3,103					
10%	_	19					
20%	1,200	20,452					
35%	_	5,571					
50%	4,100	_					
75%	_	832					
100%	2,300	3,728					
150%	_	1					
250%	1,900	Ţ					
1250%	_	_					
その他	_	_					
合 計	11,109	33,707					

(注) エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後の

リスク・ウェイトに区分しています。

				(単位:日万円)						
告示で定める		令和6年度								
リスク・ウェ	CCF・信用リスクド	削減効果適用前	CCFの	資産の額及び与信相当額の						
	オン・バランス	オフ・バランス	加重平均值(%)	合計額(CCF・信用リスク削減						
イト区分	資産項目	資産項目		効果適用後)						
40%未満	9,264	I		9,249						
40%~70%	1,500	1		1,500						
75%	_									
80%	_	1	1	I						
85%	838	1		838						
90%~100%	5,881	3		5,881						
105%~130%		1	1	I						
150%	_	1	1	I						
250%	3,784	1		3,784						
400%	_	1								
1250%	_		_							
その他										
合 計	21,268	3		21,254						

- (注) 1. 最終化されたパーゼル川の適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 - 2.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前の オフ・パランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャー のオフ・パランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

《信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー》

(単位:百万円)

				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
信用リスク削減手法	適格金融	資産担保	保証				
ポートフォリオ	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度			
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	ı	_	_	_			

「信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー」の表示を変更しております。

≪標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳≫

(単位:百万円)

		(単位:百万円)				
	CCF・信用リスク	削減効果適用前	CCF ·	信用リスク削減効果	過用後	リスク・ウェイトの
	オン・バランス	オフ・バランス	オン・バランス	オフ・バランス	信用リスク・	カスク・フェイトの 加重平均値(%)
	資産項目	資産項目	資産項目	資産項目	アセットの額	加重 沟區 (70)
			令	L 和6年度		<u> </u>
現金	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保	4 405		4.405		4 405	1000/
険会社向け	4,485	-	4,485	-	4,485	100%
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	6,069	-	6,069	-	4,893	81%
(うち特定貸付債権向け)	838	-	838	-	838	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,834	3	2,834	3	2,640	93%
(うちトランザクター向け)	2,834	3	2,834	3	2,640	93%
不動産関連向け	5,032	-	5,032	-	1,761	35%
(うち自己居住用不動産等向け)	5,032	-	5,032	-	1,761	35%
(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	-	-
(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-
当後債権及びその他資本性証券等	1,400		1,400		1,400	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除						
<.)	_	-	-	-	-	_
自己居住用不動産等向けエクスポージャー に係る延滞	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	_	_	_	_	_	-
信用保証協会等による保証付	16		1		1	100%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		_	-	-	-	
株式等	779	_	779	_	779	100%
合計	113		113		15,959	10070
₩ н г					15,555	

- 注)1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 - 2.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削除手法の効果を勘案するた前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

≪標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳≫

			資産の	額及び与	∍信相当	額の合詞	計額(CO	CF・信月	用リスク削減	域効果適	i用後)			(1	単位:百	5万円)
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
				l .				令和	6年度				<u> </u>			
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		-	-	750	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	480	-	-	-	-	-	-	-	-	1,500	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	5,032	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	5,032	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	1	-	1.230	-	-	-	5.032	-	-	-	-	1.500	-	_	-

				資産の	額及び与	·信相当	額の合詞	┼額(Co	CF・信用	月リスク肖リ》	咸効果適	用後)			(単位:百	万円)
		70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
									令和(6年度							
現金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国	の中央政府及び中央銀行向け	-	-	,	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-
外国σ	中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決	済銀行等向け	-	-		-	1	-	1	í	1	-	1	-	-	-	-	-
我が国	の地方公共団体向け	-	-		-		-	•	-	-	-	•	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公	共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国]の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三	公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1 6	関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,735	-	-	-	4,485
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	- ド・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	838	-	-	-	-	-	-	-	3,250	-	-	-	6,069
	特定貸付債権向け	-	-	-	838	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	838
中堅中	1小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	3	2,834	-	-	-	-	-	-	-	-	2,837
	トランザクター向け	-	-	-	-	-	3	2,834	-	-	-	-	-	-	-	-	2,837
不動産	関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,032
	自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,032
	賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債	権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,400	-	-	-	1,400
	向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	発証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	779	-	-	779
合計		-	-	-	838	-	3	2,834	-	-	-	-	8,386	779	-	-	20,603

⁽注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

【その他業務】

《代理貸付残高の内訳》

(単位:百万円)

	\	1173137
区 分	令和5年度	令和6年度
独立行政法人福祉医療機構	22	16
全国信用協同組合連合会	_	_
슴 計	22	16

《手数料》

- 1) 振込手数料
- ○協力預金をご利用の方は、振込手数料は無料です。 当組合にて負担いたします。

電話にて、当組合の先生または法人名義「普通預金口座| 「決済用預金口座」より「指定登録された振込先」へお振込 みができます。

- (2) その他の手数料
- ○残高証明書発行手数料は、定型発行分のみ無料です。
- ○定型発行外・再発行手数料は、500円(税込)です。
- ○残高証明書発行時期
- ①個人:依頼書をご提出済みの希望者へ毎年12月 末現在の預金・融資の残高を1月中にご案内し ております。
- ②法人:全組合員の法人名義の先生方へ毎決算月末 の預金・融資残高を翌月にご案内しております。
- ○通帳・証書・出資証券の再発行手数料は、1,000円(税込)で す。

《主要な事業の内容》

業務	事業内容					
預金業務	普通預金・通知預金・納税準備預金					
贝亚未彷	定期預金・定期積金					
貸出業務	手形貸付・証書貸付					
商品有価証券売買業務	取り扱っておりません。					
有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため国債、地方					
有叫此分汉貝未幼	債、社債、その他の証券で運用いたしております。					
内国為替業務	送金為替を取り扱っております。					
外国為替業務	取り扱っておりません。					
社債受託および登録業務	取り扱っておりません。					
金融先物取引等の受託等業務	取り扱っておりません。					
	債務の保証業務					
 付帯業務	代理業務					
17 市 未分	·全国信用協同組合連合会					
	・独立行政法人福祉医療機構					

《内国為替取扱実績》

(単位:件・百万円)

X	分		令和!	5年度	令和6年度			
			件 数	金額	件数	金額		
振	込	他の金融機関向け	13,485	14,670	12,481	16,142		
1/13		他の金融機関から	3,929	3,574	3,340	2,886		

《店舗一覧表》

(令和7年7月現在)

店 名	住 所	電話
	〒890-0053	(099)251-3821
本 店	鹿児島市中央町8番地1	FAX
	(鹿児島県医師会館1階)	(099)252-6184

《地区一覧》

営業地区	鹿児島県内全域

《法定監査の状況》

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。

従って「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人の監査によらず当組合監事による監査を受けております。

《苦情処理措置》

ご契約内容や商品に関する苦情等は、当組合業務課にお申し出ください。

【業務課】 099-251-3821 受付日 月曜日~金曜日 (祝日および組合の休業日は除く) 受付時間 午前 9 時~午後 5 時 苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所でも受け付けています。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日 : 月曜日~金曜日 (祝日および協会の休業日は除く)受付時間:午前9時~午後5時 電 話 :03-3567-2456

住 所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 (全国信用組合会館内)

《紛争解決措置》

東京弁護士会等

東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)

福岡県弁護士会紛争解決センター

天神弁護士会センター (電話:092-741-3208) 北九州法律相談センター (電話:093-561-0360)

久留米法律相談センター (電話:0942-30-0144)

※上記で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、「当組合業務課」または「しんくみ相談所」

にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを 進める方法もあります。

- ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等に より、共同して解決に当る。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。
- (注) 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんので、ご注意ください。

【総代会に関する開示】

1. 総代会の仕組み(役割)

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員が多いことから、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款 の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から 適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保 しています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に 反映させる重要な役割を担っています。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選出規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1)総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選出規程に則り、郡市医師会より推選された総代候補者が総代に選出されます。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は2年

総代の定数は100人以上110人以内です。郡市医師会別の定数は、組合員数により按分した数です。

(3) 郡市医師会別の定数

鹿児島市	40 名	川内市	4名	鹿屋市	4名	枕崎市	2名
いちき串木野市	3名	伊佐市	2名	指宿	4名	南薩	4名
日置市	4名	薩摩郡	3名	出水郡	4名	姶良地区	9名
曽於	4名	肝属郡	2名	肝属東部	2名	熊毛地区	2名
大島郡	3名	鹿児島大学	学医学部	7名		合 計 1	.03名

3. 総代会の決議事項

第 66 期通常総代会が、令和 7 年 6 月 28 日 17 時 00 分より鹿児島県医師会館で開催されました。 当日は、総代 103 名のうち委任状を含む出席 88 名のもと、全議案が可決・承認されました。

(議事)

- 第1号議案 第66期(令和6年4月1日~令和7年3月31日)事業報告書ならびに貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(案)の承認について
 - ・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第2号議案 第67期(令和7年4月1日~令和8年3月31日)事業計画(案)および収支予算(案)の承認 について
 - ・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第3号議案 第67期(令和7年4月1日~令和8年3月31日)事業年度における理事・監事の総報酬限 度額の承認について
 - ・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第4号議案 第67期(令和7年4月1日~令和8年3月31日)事業年度における金融機関よりの借入残 高最高限度額の承認について
 - ・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

【地域密着型金融に関する開示】

1. 項 目 地域の面的再生への積極的な参画

2. タイトル 地域医療を担う医療機関及び医師への融資サポート

3. 動機(経緯)

- ①医業経営基盤の確立並びに福利厚生に寄与する。
- ②組合員が利用しやすい融資商品の研究開発・販売促進を図る。
- ③組合員重視の低金利の融資商品を提供する。

4. 取り組み内容

- ・平成23年度は、「エコローン」・「マイカーローン」・「いししん学資ローン」の取り扱いを開始しました。
- ・平成24年度は、「新型住宅ローン」・「留学資金ローン」・「新事業ローン」の取り扱いを開始しました。
- ・平成 28 年度は、「団信付ローン」・「ドクターサポートローン」の条件改正、「新型マイカーローン」・「フリーローン(ミニ)」の取り扱いを開始しました。
- ・平成 29 年度は、新規組合員加入キャンペーン(4 月から 9 月)に伴い、特別金利融資の取り扱いを行いました。
- ・平成 30 年度は、「ネットフリーローン」および 60 周年記念キャンペーン第一弾として特別金利の「新型住宅ローン」の取り扱いを行いました。
- ・令和元年度は60周年記念キャンペーン第二弾「新型マイカーローン」、第三弾「新型住宅ローン」、第四弾「いししん学資ローン」の取り扱いを行いました。
- ・令和2年度は昨年に引き続き、金利優遇キャンペーンの第一弾「新型マイカーローン」、第二弾「新型住宅ローン」、第三弾 「いししん学資ローン」の取り扱いを行いました。
- ・令和3年度は昨年に引き続き、金利優遇キャンペーンの第一弾「新型マイカーローン」、第二弾「新型住宅ローン」、第三弾 「いししん学資ローン」の取り扱いを行いました。また、「医業経営プライム」の取り扱いを行いました。
- ・令和4年度は、金利優遇キャンペーンとして、第一弾「ネットフリーローン」、第二弾「いししん学資ローン」の取り扱いを行いました。
- ・令和 5 年度は昨年に引き続き、金利優遇キャンペーンの「ネットフリーローン」、「いししん学資ローン」 の取り扱いと、新たに SBI 生命の団体信用生命保険取り扱いを開始しました。
- ・令和 6 年度は、金利優遇制度の導入、金利優遇キャンペーンの「住宅ローン」、「ネットフリーローン」、「いししん学資ローン」の取り扱いを行いました。

5. 今後の取り組み

今後とも低金利で組合員が利用しやすい融資商品の研究開発・販売促進に努めてまいります。

6. 取り組み実績

(令和7年3月末残高・単位:百万円)

融資商品	件数	金額
住宅ローン	213	5,041
保証融資	5	8
フリーローン	73	170
ホープローン	4	1
団信付ローン	18	193
エコローン	0	0
いししん学資ローン	92	941
マイカーローン	23	76
ドクターサポートローン	1	3
留学資金ローン	7	30
研修医フレッシュローン	50	67
医業経営プライム	21	177
合 計	507	6,707

【「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針】

鹿児島県医師信用組合

当組合は「経営者保証に関するガイドライン」を自発的に尊重し遵守してまいります。

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が平成 25 年 12 月 5 日に公表した「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を自発的に尊重し、遵守します。

今後、お客様と保証契約を締結する場合は、また、保証人のお客様が本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応し、お客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

【「経営者保証に関するガイドライン」への対応】

《「経営者保証に関するガイドライン」への対応》

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなど具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

《「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況》

令和6年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は0件(前年度0件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は0%(同0%)、「保証契約を解除した件数」は0件(同0件)、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)」は0件(同0件)となっております。

【中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況】

中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、組合員の繁栄に寄与するため以下の方針に基づき、経営支援に全力で取り組んでまいります。

1.基本方針

当組合は鹿児島県内の医師会員により成り立っております。

組合員の発展に寄与する事が最大の使命との経営理念を基に、組合員の経営に関する課題や開業等の相談に対して、迅速かつ誠実に対応し健全経営に向けて指導助言を行うことは、医師会員ひいては地域の方々・地域経済の発展に寄与貢献するものであり、我々の重要な役割であると考えております。

2.経営支援に向けた具体的な方針・態勢整備

- (1)組合員からの相談等に対し、迅速かつ誠実に経営内容の把握や医師としての経験や資産状況等について丁寧な聞き取りを行い、今後の事業展開や経営改善に向けた問題点や課題を掲げ、経営改善に向けて適切な経営指導を行うとともに、組合員の積極的取り組みに対しても支援を行っております。
- (2)日頃から渉外担当者による郡市医師会・個別訪問活動により、多くのお客様の要望・相談の聞き取りを行っております。

貸付条件変更等の申し込み・相談があった場合には、迅速に役席会や常務理事会へ報告・検討を行い、組合員の経営改善に向けて積極的に取り組んでおります。

- (3)住宅購入資金等のニーズに応えるために、日頃より大手住宅メーカー等からの情報収集に努め、融資推進により医師会員の医業経営および地域医療の基盤充実に尽力しております。
 - また、新規開業相談等の場合は、申出内容を吟味のうえ、適切なアドバイスや指導を行いながら、規模に応じて地元金融機関との協調を行うなど、適切な資金支援を行っております。
- (4)専門的な経営課題等については、外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・意見等が必要であり、外部機関と業務委託契約を結び、コンサルティング機能を高めるよう努めております。
- (5)さまざまな資金ニーズに対応するために、幅広い商品から選択できるように、組合員のライフスタイルや事業ニーズに合わせた商品開発を行っております。

3.経営支援体制

融資担当者が「経営相談・支援担当者」となり、組合内で役席会での検討を行い、経営支援責任者(常 勤常務)が取りまとめ、常務理事会へ諮るなど、迅速かつ適切に組合員からの幅広い相談に対応してお ります。

4.地域の活性化に関する取り組み状況

医師系の金融機関としての強みを活かし、組合員の更なる利便性の追求とニーズに迅速に対応できる態勢作りを行い、設備資金や運転資金、また、福利厚生資金等、医業経営の安定・向上を目的とした融資の推進を行い、金融仲介機能を発揮するよう取り組んでおります。

◎地域密着型金融の取り組みにかかる主要計数の開示

・経営改善支援等の取り組み状況

(単位:先数、%)

	期初債務者数((A)						
		うち経営改善	支援取組先(α)	経営改善支	ランクアッ	再生計画策		
_			α のうち期 末に債務者 区分がラン クアップし た先数(β)	αのうち期 末に債務者 区分が変化 しなかった 先(γ)	αのうち再 生計画を策 定した先数 (δ)	援取組み率 (α/A)	プ率 (β/α)	定率 (δ/α)
	148	0	0	0	0	0	0	0

【地域貢献に関する開示】

《地域に貢献する当組合の経営姿勢》

- ① 医師会活動に協力することにより、医師会員及び地域の方々への貢献に努めます。
- ② 融資推進により、医師会員の医業経営及び地域医療の充実に寄与します。

《文化的・社会的貢献に関する活動》

鹿児島県医師会が主催する「救急医療週間行事」に協力しています。

《預金を通じた地域貢献》

- ① 協力預金(普通預金・決済用預金) 開業の先生方や医療法人をはじめ、医師会関係等にご協力いただき、令和7年3月末 141億円の残高となりました。
- ② 医業経営対策積立金 勤務の先生方をはじめ組合員全員にご協力いただき、60億円の残高となりました。 以上、①と②の協力預金等の合計額201億円のうち、43%にあたる約87億円が先生方 へのご融資金として活用され、地域医療に貢献しています。

《融資を通じた地域貢献》

令和6年度 新規の融資実行額

(単位:百万円)

融資商品	件数	実 行 金 額
一 般 融 資	51	448
団信付ローン	5	149
季節特別融資	9	46
新型コロナウイルス対策緊急特別融資	0	0
マイカーローン	0	0
住宅ローン	3	68
学資ローン	6	90
フリーローン	16	49
保 証 融 資	17	27
医業経営プライム	2	18
合 計	109	898

※百万円未満切り捨てのため、内訳の合計は一致しません。

【財務諸表の適正性、内部監査の有効性についての確認】

私は、当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第66期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係わる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和 7 年 6 月 28 日 鹿児島県医師信用組合 理事長 牧角 寛郎

【マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策】

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融(以下、「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域 や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当 該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための 措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融庁ならびに警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、 テロ資金供与および拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客 様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願 いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限 をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解 いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

> 令和7年3月 鹿児島県医師信用組合

【索引】

◎開示項目のうち、「協金法第6条で準用する銀行法21条に基づく開示」、「金融再生法に基づく開示」、「バーゼルⅢ第3の柱による開示」は、下記のページに記載しております。

1.	【概況・組織】
	事業の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	役員一覧 (理事および監事の氏名・役職名) · · · · · · · · · · · · · · · · · 2
	店舗一覧表(事務所の名称・所在地)・・・・・・・・・・・・・・・・23
2.	【主要事業内容】
۷.	主要な事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
3.	
٥.	(1) 経常収益・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1
	(2)経常利益(損失)・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
	(3) 当期純利益(損失) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(4) 出資総額、出資総口数·························11
	(4) 田貞総領、田貞総口数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(6) 総資産額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1
	(7) 預金積金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(7) 頂並慎並残局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(9)有価証券残高・・・・・・・・・・・・・・・11
	(10) 自己資本比率・・・・・・・・・・・・・・11
	(11) 出資配当金・・・・・・・・・・・・・・11
	(12) 職員数・・・・・・・・・・・11
4.	
	業務粗利益および業務純益等・・・・・・・・・・・・・・10
	業務純益および実質業務純益・・・・・・・・・・・・10
	コア業務純益およびコア業務純益(投資信託解約損益を除く)・・・・・・・・10
	資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支・・・・・・・・・・10
	資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘・・・・・・・11
	受取利息、支払利息の増減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
	総資産経常利益率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
	総資産当期純利益率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
5.	【預金に関する指標(2事業年度)】
	預金種目別平均残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
	固定金利および変動金利の定期預金残高・・・・・・・・・・・・・11
6.	【貸出金等に関する指標(2事業年度)】
	貸出金種類別平均残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
	固定金利および変動金利の貸出金残高・・・・・・・・・・・・・・11
	貸出金担保の種類別残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
	貸出金使途別残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
	貸出金業種別残高・構成比・・・・・・・・・・・・・・・・13
	預貸率(期末・期中平均)・・・・・・・・・・・・・・・・・11
7.	【有価証券に関する指標(2事業年度)】
-	有価証券の種類別(国債、地方債、社債、投資信託、株式)の残存期間別の残高・・・10
	有価証券の種類別平均残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
	預証率(期末・期中平均)・・・・・・・・・・・・・・・・・11
	有価証券、金銭の信託等の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	15 Indian 25 (122 20 1 Indian 2 I

8. 【経営管理体制に関する事項】
リスク管理の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
法令遵守の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
苦情処理措置および紛争解決措置の内容・・・・・・・・・・・・・・23
9. 【財産の状況】
損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
剰余金処分(損失金処理)計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
協金法開示債権(リスク管理債権)および金融再生法開示債権の保全・引当状況・・・14
貸倒引当金(期末残高・期中増減額)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
退職給付引当金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
貸出金償却額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
10.【バーゼル 第3の柱による開示】
自己資本の構成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
金利リスクに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
自己資本調達手段について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
自己資本の充実度に関する評価方法について・・・・・・・・・・・・・・17
信用リスクについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
オペレーショナル・リスクについて・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
出資その他これに類するエクスポージャーについて・・・・・・・・・・・・17
銀行勘定における金利リスクについて・・・・・・・・・・・・・・・・・17
証券化エクスポージャーに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・17
派生商品取引および長期決済期間取引の相手方のリスク管理の方針および手続の概要・17
派主商品取引わるい長期沃湃期間取引の相手力のサスク官達の力重ねよび手続の概要・17 信用リスクとオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額・・・・・・・・・・18
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高・・・・・・・・・・・・・・・ 18 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額・・・・・・・・ 18
一板貝倒引きむ、個別貝倒引きむの期末後高やよび期中の増減額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
自己資本の充実の状況(信用リスク・アセット、所要自己資本額)・・・・・・・19
信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高・・・・・・・20
業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等・・・・・・・・・・・20
リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等・・・・・・・・・・20
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー・・・・・・・・・・20
標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳・・・・21
標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・
ウェイトの区分ごとの内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・22
11.【中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況】
基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
経営支援に向けた具体的な方針・態勢整備・・・・・・・・・・・・・・・27
経営支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
地域の活性化に関する取り組み状況・・・・・・・・・・・・・・・・・27
12.【その他】
報酬体系について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 総代会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策・・・・・・・・・29